

**改正**

平成14年12月30日規則第66号

平成17年4月1日規則第29号

平成18年5月22日規則第45号

令和2年8月24日規則第48号

千歳市公共広場条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、千歳市公共広場条例（昭和61年千歳市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

**第2条** 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、千歳市公共広場使用許可申請書（第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、千歳市公共広場使用許可書（第1号様式の2。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付する。

3 前項の使用許可の期間は、1月を限度とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 第2項の許可を受けた者は、その使用の際、使用許可書を携帯し、千歳市公共広場の職員（以下「職員」という。）から要求があつたときは、これを提示しなければならない。

(禁止事項)

**第3条** 条例第4条第7号の市長が広場の管理上特に必要があると認めて禁止する事項は、次のとおりとする。

- (1) 社会的秩序を乱すおそれのある行為
- (2) 電波に障害を与え、又はそのおそれのある機械器具を搬入する行為
- (3) その他飛行場及び空港の安定的運用を阻害する行為又はそのおそれのある行為

(有料広場施設の使用)

**第4条** 条例第7条第1項の承認を受けようとする者のうち、競技会、講習会その他これらに類する催しのため有料広場施設の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、使用日の7日前までに千歳市有料広場施設使用承認申請書（第2号様式。以下「使用承認申請書」という。）を市

長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市有料広場施設使用承認書（第2号様式の2。以下「使用承認書」という。）を当該申請者に交付する。

3 第1項の申請書は、使用日の6月前から提出することができる。

（使用の取消し等）

**第5条** 第2条第2項の許可を受けた者又は前条第2項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）

がその使用を取り消し、又は許可若しくは承認を受けた事項を変更しようとするときは、千歳市公共広場使用取消（変更）申請書（第3号様式）又は千歳市有料広場施設使用取消（変更）申請書（第4号様式）に使用許可書又は使用承認書を添えて市長に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可し、又は承認したときは、千歳市公共広場使用取消（変更）許可書（第3号様式の2）又は千歳市有料広場施設使用取消（変更）承認書（第4号様式の2）を当該申請者に交付する。

（回数券）

**第6条** 条例第9条第4項の回数券（第5号様式）の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 100円券 11枚つづり 1,000円
- （2） 150円券 11枚つづり 1,500円
- （3） 300円券 11枚つづり 3,000円
- （4） 600円券 11枚つづり 6,000円

2 回数券の発行場所は、有料広場施設の管理事務所及び市長が指定する事務所とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に設けることができる。

（使用料の減免）

**第7条** 条例第9条第6項の規定により同条第1項又は第2項の使用料を減免する場合の基準は、別表に定めるところによる。

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申請書又は使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

（使用料の還付）

**第8条** 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるところによる。

- （1） 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなつたとき。 使用料の全額

に相当する額

(2) その他市長が特別な理由があると認めるとき。 市長が認める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、千歳市公共広場使用料還付申請書（第6号様式）に使用許可書又は使用承認書を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第9条** 条例第15条第1項の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合にあつては、第2条、第4条及び第5条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項中「管理事務所」とあるのは「管理事務所及び指定管理者の事務所」とする。

2 条例第18条第1項の規定により指定管理者に広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる場合の同条第5項に規定する減免の基準については、第7条第1項の規定を準用する。この場合において、別表中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第6項の規定による還付については、前条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成14年12月30日規則第66号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

#### 附 則（平成17年4月1日規則第29号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市公共広場条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

#### 附 則（平成18年5月22日規則第45号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の千歳市公共広場条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免申請について適用し、同日前の使用に係る減免申請については、なお従前の例による。

**附 則**（令和2年8月24日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

**別表**（第7条関係）

減免の理由		減免の率	
		広場内の行為	有料広場施設の使用
1	市が主催し、又は使用するとき。	10割	10割
2	市内の団体が市の行政活動に協力し、又は市の業務を代行し、若しくは補完するために使用するとき。	10割	10割
3	条例第15条第1項の規定に基づき指定を受けた指定管理者が公共目的で使用するとき。	10割	10割
4	市が共催して専ら公益のために使用するとき。	5割	5割
5	市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げるもののうち小学校及び中学校を除く。）、保育所等が教育又は保育のために使用するとき。		5割
6	障害者（市内在住者に限る。）が使用するとき。		5割
7	前項の障害者が介助を必要とするときに同行する介助者（1人に限る。）が使用するとき。		10割
8	その他市長が必要と認めるとき。	市長が必要と認める率	

備考 障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精

神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により  
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

第1号様式（第2条関係）

千歳市公共広場使用許可申請書

年 月 日

様

住 所  
申請者 団体名  
氏 名  
電 話

次のとおり使用したいので申請します。

行 為 の 目 的				
行 為 の 場 所				
使 用 面 積				
行 為 の 期 間	自 年 月 日 時 至 年 月 日 時			
行 為 の 内 容				
減 免 申 請	<table border="0"> <tr> <td style="border: none; vertical-align: middle;">無</td> <td style="border: none; text-align: center;">                 千歳市公共広場条例施行規則別表第 項の規定による 使用料の減免             </td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">有</td> </tr> </table>	無	千歳市公共広場条例施行規則別表第 項の規定による 使用料の減免	有
無	千歳市公共広場条例施行規則別表第 項の規定による 使用料の減免	有		

備考 使用場所の見取図を添付してください。


千歳市許可	第 号
年 月 日	

注 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 項」とあるのは「第9条第2項の規定により準用する別表第 項」と修正の上使用するものとする。

第1号様式の2 (第2条関係)

千歳市公共広場使用許可書

千歳市許可 第 号

年 月 日

様

印

次のとおり使用を許可します。

行為の目的			
行為の場所			
使用面積			
行為の期間	自	年 月 日 時	
	至	年 月 日 時	
行為の内容			
使用料	円	減 免	割
減免許可	無 有	千歳市公共広場条例施行規則別表第 項の規定による使用料の減免	
許 可 条 件			
1 千歳市公共広場条例の規定を遵守すること。			

注 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 項」とあるのは「第9条第2項の規定により準用する別表第 項」と修正の上使用するものとする。

第2号様式（第4条関係）

千歳市有料広場施設使用承認申請書

年 月 日

様

住 所  
申請者 団体名  
氏 名  
電 話

次のとおり使用したいので申請します。

使用の目的	
使用場所又は 有料広場施設	
使用の内容	
使用の期間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
そ の 他	
使用人員等	人 使用責任者
減 免 申 請	無 有 千歳市公共広場条例施行規則別表第 項の規定による 使用料の減免

			指 示 事 項	千歳市承認 第 年 月 日 号

注 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 項」とあるのは「第9条第2項の規定により準用する別表第 項」と修正の上使用するものとする。

第2号様式の2 (第4条関係)

千歳市有料広場施設使用承認書

千歳市承認 第 号  
年 月 日

様

住 所  
申請者 団体名  
氏 名  
電 話

次のとおり使用を承認します。

使用の目的	
使用場所又は 有料広場施設	
使用の内容	
使用の期間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
そ の 他	
使用人員等	使用責任者 人
減 免 承 認	無 有 千歳市公共広場条例施行規則別表第 項の規定による 使用料の減免
承 認 条 件	
1 千歳市公共広場条例の規定を遵守すること。	

注 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 項」とあるのは「第9条第2項の規定により準用する別表第 項」と修正の上使用するものとする。



第3号様式の2 (第5条関係)

千歳市公共広場使用取消(変更)許可書

千歳市許可 第 号

年 月 日

様

印

年 月 日第 号の許可を受けた使用について、次のとおり取消し(変更)を許可します。

理 由			
許可を受けた事項			
変 更 事 項			
使 用 料	変更後使用料	変更前使用料	摘 要
	円	円	
許 可 条 件			
1 千歳市公共広場条例の規定を遵守すること。			

注 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と修正の上使用するものとする。

第4号様式（第5条関係）

千歳市有料広場施設使用取消（変更）申請書

年 月 日

様

住 所  
申請者 団体名  
氏 名  
電 話

年 月 日第 号の承認を受けた使用について、次のとおり取消し（変更）をしたいので申請します。

理 由	
-----	--

承認を受け た内容			
変更事項			
使 用 料	変更後使用料	変更前使用料	摘 要
		指 示 事 項	
			承認 第 号 年 月 日

※ 太枠内を記入してください。

注 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と修正の上使用するものとする。

第4号様式の2（第5条関係）

千歳市有料広場施設使用取消（変更）承認書

千歳市承認 第 号  
年 月 日

様

印

年 月 日第 号の承認を受けた使用について、次のとおり取消し（変更）を承認します。

理 由	
-----	--

承認を受けた内容			
変更事項			
使 用 料	変更後使用料	変更前使用料	摘 要
承 認 条 件			
1 千歳市公共広場条例を遵守すること。			

注 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合については、様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と修正の上使用するものとする。

第5号様式（第6条関係）

N〇 控え券 円	N〇 回数使用券 円	千歳市長
----------------	------------------	------

千 歳 市  パークゴルフコース  回数使用券  円券  11枚つづり  N〇  <u>ご 注 意</u>  1 この券の払戻し又は現金との引換え はいたしません。 2 この券を汚損しても取替えはいたし ません。 3 券種の取替えはいたしません。
---

千歳市公共広場使用料還付申請書

年 月 日

千歳市長 様

住 所

申請者 団体名

氏 名

電 話

千歳市公共広場条例第10条ただし書の規定により次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用許可 年月日番号	年 月 日 第 号		
使用日時	自 至	年 月 日 ( ) 年 月 日 ( )	時 時
還付申請の理由			
還付申請額	既 納 使 用 料	還 付 率	還 付 額
	円		円
備 考			

※ 太枠内を記入してください。
